

令和7年度 綾町育英会奨学生募集要領

綾町育英会は、綾町居住者の子どもたちが高校・大学等の課程を修了するため、希望者に奨学金の貸与を行い、初期の目標を達成させるための事業です。

本会は、町民の皆さまからの寄付金や町補助金等で運営しており、貸し付けた奨学金を返済していただくことで育英会制度を継続しております。

申請を希望される方は、募集要領等をよく読んでご確認いただき、家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、将来、期間内の全額返済が可能かどうか等を十分考慮した上で申請してください。

対象者

- ・綾町居住者のお子様で高校、大学、大学院(修士課程に限る)、専門学校等、各種学校に進学、在学する者
- ・向上心に富み、学習意欲のある者
- ・保護者(保証人)に各種税等の滞納のない者

奨学資金(貸付金)

①高校・大学生等貸付金(Ⅰ)	月 額	20,000円
②高校・大学生等貸付金(Ⅱ)	月 額	30,000円
③高校・大学生等貸付金(Ⅲ)	月 額	40,000円
<hr/>		
④進学支度金(貸付型)	限度額	100,000円
⑤海外研修・留学等支度金(貸付型)	限度額	100,000円
⑥国際大会参加等支度金(給付型)	限度額	50,000円

※①～③の奨学資金は、世帯の経済状況により必要な金額をⅠ、Ⅱ、Ⅲから選択してください(年度途中での金額の変更はできません)。

※④は、高校・大学等入学時のみとします。

※⑤は、海外研修や留学等に参加する有能な資質があり、他の模範となる意欲ある生徒や学生を対象とします。

※⑥は、スポーツや芸術文化等で特に優秀な成績を収め、海外で開催される国際大会等に出場する、他の模範となる意欲ある生徒や学生を対象とします(1人年度内1回限り)。⇒注意事項参照

保証人

- ・返済義務は、原則、奨学生本人が負い、その保証人は2名用意してください。
 - ・保証人のうち1名は、家族内であって、申請者の父母、兄弟姉妹又はこれに代わる法定代理人です。
 - ・保証人の1名は家族以外であって、独立して生計を営み、奨学資金の返済に関して保証能力のある成人です。また、原則、町内に住所を有し、年齢は、申請年度末で満65歳以内の者とします。
 - ・各種税等の滞納がない者とします。
- ※ 「保証人」は、奨学資金を借りる本人と同じ責任を負います(必ず、保証人になる方にご説明ください)。

返済方法

- ・奨学資金①②③については、卒業等により貸与が終了した後、無利子で貸付終了の6ヶ月経過後から貸付期間の2倍の期間で返済していただきます。
 - ・奨学資金④または⑤のみの貸付の場合、無利子で貸付年度の翌年度4月から2年間の間で返済していただきます(最低返還額 5,000円/月)。
 - ・原則として、月賦・半年賦・年賦のいずれかで返済していただきます(全額又は一部を繰り上げての返済も可能です)。
 - ・返済者名は奨学生本人とし、自動引落又は振込で返済していただきます。なお、育英会事務局から引き落としをすることはありませんので、金融機関の窓口でお手続きをお願いします。
- ※貸付期間中、返済完了前に奨学生本人、保護者、保証人の身分、氏名、住所、連絡先、職業、その他重要な事項に異動のあった場合は、直ちに異動届を教育委員会に提出してください。

提出書類

★募集要領・各様式は、綾町役場ホームページよりダウンロードしてください。(教育委員会にもあります。)

奨学資金貸与申請書(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	【様式第1号】	ホーム ページ	該当する 種類を選択
進学支度金貸付申請書	【様式第3号】		
海外研修・留学等支度金貸付申請書	【様式第4号】		
国際大会参加等支度金申請書	【様式第5号】		
奨学生推薦書	【様式第2号】	役場窓口	全員
完納証明書(保証人2名分)	⇒税等の滞納のない証明書。申請期日の1ヶ月以内に発行されたもの。 ⇒共働き世帯は、2名分が必要となります。(例:保護者2名+保証人1名 計3名分)		
令和6年度(令和5年分)所得証明書			

注意事項

※奨学資金⑥について

国内で開催される国際大会等については申請できません。その他、町の補助金や激励金等との併用はできません。

※提出書類②について

- ・新入学生 … 直前に卒業した学校長の推薦書を取得してください。なお、学校長の異動・退職の可能性に留意し、早めに取得してください。
- ・新入学生以外の在学生…現在在学する学校長の推薦書を取得してください。
- ・推薦書は、開封しないまま封筒ごと提出してください。

申込期間

申込期間 : 令和7年1月10日(金)～令和7年3月31日(月)
提出先 : 綾町教育委員会 教育総務課
受付時間 : 8:30～17:15 ※土日、祝日を除く

申込後の日程 (予定)

申請書提出 → 4月中旬奨学生選考委員会 → 4月下旬貸付可否通知
→ 4月末借入手続き → 5月中旬1回目奨学金振込(以後7月、10月、1月に3ヶ月分ずつの四半期、または、5月と10月に半年分ずつ振り込みます。)

※貸付は、奨学生本人名義の通帳に振り込みます。

※進学支度金、海外研修・留学等支度金、国際大会参加等支度金については、書類審査後、貸付許可になり次第振り込みます。

問い合わせ・連絡先

綾町教育委員会 教育総務課

〒880-1303 綾町大字南俣 546-1

TEL:0985-77-5002

FAX:0985-77-3126

募集要領はこちら



各種申請書はこちら



綾町育英会からのお知らせ

『若者の綾町定住とUターン就職を促進するために 奨学金の一部を免除する制度があります』

綾町育英会の貸与を2年以上受けた者が、卒業し返済開始となった後に、下記に定める条件を1年以上すべて満たしている場合、申請により奨学金の一部を免除する制度があります。

【対象者】 返済開始後に次の各号すべてに1年以上該当する者

- 綾町内に定住の意思をもって居住し、就業していると認められること
- 原則、消防団員として積極的に活動に参加し、地域活動に貢献していると認められること
- 継続して奨学金の返還を滞りなく行っていること
- 育英会奨学資金の貸与者に町税等の滞納がないこと

【提出書類】 受付期間:令和7年3月3日(月)～令和7年3月31日(月)

- ①奨学資金返還免除申請書【様式第16号】
- ②誓約書【様式第17号】
- ③就業証明書【様式第18号】
- ④住民票



◆消防団に入団している方は、[※]消防団在籍証明書を添付してください。

※消防団在籍証明書は綾町役場 危機管理係へお問い合わせください。

(TEL:0985-77-1112)

注1: 返還免除を受けようとする者は、資格確認のために毎年4月(年1回)に上記書類の提出をお願いします。提出のない場合、翌年の免除は受けられません。

注2: 要件に変更があった場合は、遅滞なく免除要件異動報告書(様式第19号)により報告してください。

※詳しくは(綾町教育委員会 教育総務課)へお問い合わせください。